

# 授業料減免制度の対象者について

## 高等教育の修学支援制度

### 対象者

学部・学群生

ただし、以下の認定要件あり

- ・ 大学への入学時期等に関する要件
  - ・ 国籍・在留資格等の関する要件
- ※ 支援を受けるには、日本学生支援機構給付奨学金に採用される必要があります。

## 大学独自の授業料減免制度

### 対象者

左記の高等教育の修学支援制度の認定要件を満たさない者（主に、大学院生・留学生等）

ただし、留学生は第2期のみ申請可

- ※ 学業成績等に関する基準、又は家計の経済状況に関する基準により、高等教育の修学支援制度に不採用となった者ではありません。

いずれも、別途、学業成績等に係る基準、家計の経済状況に係る基準あり  
(支援を受けられない例)

- ・ 休学以外の理由で過去に留年するなど、卒業・修了延期が確定
  - ・ 前年度末までの修得単位数が、標準単位数未満（学部・学群生のみ）
- ※ 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 在学年数（小数点以下切り上げ）

上記制度に不採用となった者のうち、2019年度以前の入学生については、  
従前の減免制度の経過措置あり。ただし、

- ①留年中、②前年度修得単位数が20単位未満（学部・学群生のみ）、③修業年限を超えている者等は対象となりません。  
(個別にお問合せください。)